

○独立行政法人環境再生保全機構大気の汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究における委託費の不正使用及び不正受給に係る委託費の執行停止、応募資格の制限及び委託費の返還等に関する達

(平成 25 年 6 月 11 日達第 5 号)

(目的)

第 1 条 この達は、独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)が公害健康被害の補償等に関する法律(昭和 48 年法律第 111 号)第 68 条第 1 号の規定に基づき行う調査研究(以下「調査研究」という。)の委託業務において、委託費の不正使用又は不正受給がなされた場合に、これらに関与した研究者等に対し、委託費の執行停止及び調査研究課題の公募に対する応募資格の制限等について定めるとともに、当該委託費の配分を受けた研究機関等に対する委託費の返還について定めるものである。

(定義)

第 2 条 この達における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失により、調査研究委託費を他の用途に使用した場合、その他法令等に違反して委託費を使用した場合をいう。
- (2) 「不正受給」とは、偽りその他不正な手段により調査研究委託費を受給した場合をいう。
- (3) 「研究者」とは、機構から委託を受けて調査研究を行う研究者を指し、委託研究者、分担研究者又は研究協力者であることを問わない。
- (4) 「研究機関」とは、研究者が、機構の委託を受けて調査研究を実施する際に所属する大学、試験研究機関又は民間企業等の機関をいう。

(委託費の執行停止及び応募資格の制限)

第 3 条 機構は、不正使用に関与した研究者又は不正使用に関与したとまでは認められなかったものの、調査研究実施に当たり、委託費を管理する責任者としての義務に違反した研究者(以下「不正使用に関与した研究者等」という。)に対し、委託費の執行を停止させる。なお、委託費の執行停止期間は、委託費の執行停止を行った日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降 2 年以上 5 年以内の間で不正使用の内容等を勘案して相当と認められる期間とする。

また、機構は、不正使用に関与した研究者等に対し、調査研究課題の公募に対する応募資格の制限を行う。なお、応募資格の制限期間は、不正使用の内容等を勘案し、委託費の返還があった年度の翌年度以降、別表に掲げる期間とする。ただし、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合には、応募資格の制限をせず、厳重注意を通知する。また、不正使用に関与した研究者等の調査研究課題に係る研究に参加した他の研究者の委託費については、調査研究の進捗状況及び今後の調査研究の成果等を勘案して決定することができる。

2 機構は、不正受給に関与した研究者又は不正受給に関与していたとまでは認められなかったものの、調査研究実施に当たり、委託費を管理する責任者としての義務に違反した研究者(以下「不正受給に関与した研究者等」という。)に対し、委託費の執行を停止させる。なお、委託費の執行停止期間は、委託費の執行停止を行った日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降 5 年間とする。

また、機構は、不正受給に関与した研究者等に対して、調査研究課題の公募に対する応募資格の制限を行う。なお、応募資格の制限期間は、委託費の返還があった年度の翌年度以降、別表に掲げる期間とする。

(通知及び公表)

第4条 機構は、前条第1項及び第2項の規定により、委託費の執行停止を行う場合には、不正使用に関与した研究者等又は不正受給に関与した研究者等にその旨を通知する。また、応募資格の制限を行う場合には、不正使用又は不正受給の内容、委託費の執行停止期間、調査研究課題の公募に対する応募資格の制限期間等を文書により通知するものとする。

2 機構は、前項に規定する事項を通知したときは、不正使用又は不正受給に関与した研究者等の氏名、所属機関、調査研究課題、委託額、調査研究年度、不正の内容、講じた措置の内容等について、速やかに公表する。

(委託費の返還)

第5条 機構は、研究機関等と締結する委託業務契約に基づき、研究機関等に対し、不正使用又は不正受給がなされた委託費の返還請求その他必要な措置を行うものとする。

(調査研究課題の公募に対する応募の不採択)

第6条 機構は、不正使用に関与した研究者等又は不正受給に関与した研究者等が、委託費の執行停止を行った日から応募資格の制限の始期までの期間において、調査研究課題の公募に応募している場合には、その調査研究課題を採択せず、採択後に当該研究者等が応募していることが判明した場合には、その調査研究課題の採択を取り消す。

また、当該研究者等が分担研究者等として応募している課題については、当該研究者等を除外しなければ採択しない。なお、採択後に当該研究者等が分担研究者等となっていることが判明した場合には、その調査研究課題の採択を取り消すことができる。

(雑則)

第7条 この達に定めるもののほか、不正使用又は不正受給がなされた場合の取扱いについては、別に定める。

附 則

この達は、平成25年6月11日から施行する。ただし、施行の日の前日までに委託した調査研究に関与する研究者について施行日以降に委託費の不正使用又は不正受給等が認められた場合は、この達を適用する。

別表

| 不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者 | | 応募制限期間 |
|-----------------------|----------------------|--------|
| 不正使用に関与した研究者(第3条第1項) | 1. 個人の利益を得るために使用した場合 | 10年 |
| | 2. ① 社会への影響が大きく、行為 | 5年 |

| | | | |
|--|------|------------------------------------|--|
| | 1. 以 | の悪質性も高いと判断される場合 | |
| | 外 | ② ①及び③以外と判断される場合 | 2～4年 |
| | | ③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断される場合(注2) | 1年 |
| 不正受給に関与した研究者(第3条第2項) | | | 5年 |
| 不正使用又は不正受給に関与していたとまでは認められなかったものの、調査研究実施に当たり、委託費を管理する責任者としての義務に違反した研究者(第3条第1項及び第2項) | | | 不正使用又は不正受給に関与した研究者の応募制限期間の半分(上限2年、下限1年、1年に満たないものは切り捨て) |

(注1) いずれの場合においても単純な事務処理の誤りであったと認められる場合についてはこの限りではない。

(注2) 別表③の場合で、かつ不正使用額が少額な場合は、応募資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

(注3) 別表①～③に係る社会への影響及び行為の悪質性に関する評価基準は別に定める。